

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文目次

○	金融機関再整備法施行令（昭和二十一年勅令第四百九十九号）（第二条関係）	1
○	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第三条関係）	2
○	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（第四条関係）	3
○	国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）（第五条関係）	5
○	相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）（第六条関係）	7
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第七条関係）	8
○	旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第七十八号）（第八条関係）	11
○	農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）（第九条関係）	13
○	貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百一十一号）（第十条関係）	15
○	中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第七十五号）（第十一条関係）	17
○	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第十二条関係）	19
○	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（第十三条関係）	20
○	公営企業金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十九号）（第十四条関係）	21
○	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第十五条関係）	24
○	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第十六条関係）	26
○	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第十七条関係）	28
○	住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）（第十八条関係）	29

○	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第十九条関係）	30
○	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第二十条関係）	36
○	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）（第二十一条関係）	38
○	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第二十二条関係）	39
○	空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）（第二十三条関係）	41
○	財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（第二十四条関係）	43
○	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四百十六号）（第二十五条関係）	45
○	老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）（第二十六条関係）	46
○	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（第二十七条関係）	48
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第二十八条関係）	51
○	全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）（第二十九条関係）	54
○	商工組合中央金庫法第二十八条ノ七の債券の募集の受託等に関する政令（平成五年政令第三十号）（第三十条関係）	55
○	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第三十一条関係）	56
○	日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第三十二条関係）	58
○	預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第三十三条関係）	60
○	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第三十四条関係）	63
○	介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第三十五条関係）	64
○	国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）（第三十六条関係）	66
○	日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第三十七条関係）	68
○	資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第三十八条関係）	70

○	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三十九条関係）	72
○	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第四十条関係）	74
○	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第四十一条関係）	75
○	独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第四十二条関係）	78
○	独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第四十三条関係）	80
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第四十四条関係）	82
○	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）（第四十五条関係）	84
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第四十六条関係）	86
○	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第四十七条関係）	87
○	独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（第四十八条関係）	89
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第四十九条関係）	91
○	独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第五十条関係）	93
○	独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）（第五十一条関係）	95
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第五十二条関係）	98
○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第五十三条関係）	100
○	独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第五十四条関係）	102
○	独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第五十五条関係）	104
○	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第五十六条関係）	106
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第五十七条関係）	108
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（第五十八条関係）	109
○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第五十九条関係）	110

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第六十条関係）

○ 金融機関再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第四百九十九号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
第五条（略） ・（略） 第一項の場合において、異議を述べようとする無記名式の金融債券の所有者は、その債券を当該金融機関に呈示しなければならない。	第五条（略） ・（略） 第一項の場合において、異議を述べようとする無記名式の金融債券の所有者は、その債券（社債等登録法による登録社債については登録済証）を当該金融機関に呈示しなければならない。

。 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
（地方債証券の払込み及び発行） 第二十七条 （略） 2 地方公共団体は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。 （地方債証券原簿） 第三十四条 （略） 2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 六 （略） （削る） 3 5 （略）	（地方債証券の払込み及び発行） 第二十七条 （略） 2 地方公共団体は、前項の払込みがあつたときは、遅滞なく、地方債証券を発行しなければならない。ただし、地方債証券の応募又は引受けをしようとする者が応募又は引受けに際し、地方債証券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 （地方債証券原簿） 第三十四条 （略） 2 前項の地方債証券原簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 六 （略） 七 登録に関する事項 3 5 （略）

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（第四条関係）

改 正 案			現 行		
（社会医療法人債に関する法令の適用） 第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者又は社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。			（社会医療法人債に関する法令の適用） 第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法（平成十六年法律第五十四号）</u>とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	社債等登録法施行商号		名称

(削る)	
(削る)	
(削る)	

令第二十一条第一 号及び第三十七条 第二項 社債等登録法施行 令第六十二条第一 項	
会社法（平成十七年法 律第八十六号）第七百 十八条第四項及第七百 二十三条第三項	
医療法（昭和二十三年 法律第二百五号）第五 十四条の七ニ於テ準用 スル会社法（平成十七 年法律第八十六号）第 七百十八条第四項及第 七百二十三条第三項	

。 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）（第五条関係）

改 正 案	現 行
（国民生活債券申込証） 第十条 （略） 2 （略） 3 国民生活債券申込証は、国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） （削る） （国民生活債券の発行） 第十四条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、国民生活債券を発行しなければならない。ただし、国民生活債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各国民生活債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。	（国民生活債券申込証） 第十条 （略） 2 （略） 3 国民生活債券申込証は、国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （国民生活債券の発行） 第十四条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、国民生活債券を発行しなければならない。ただし、国民生活債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は国民生活債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、国民生活債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各国民生活債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。

(国民生活債券原簿) 第十五条 (略) 2 国民生活債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (国民生活債券の発行の認可) 第十八条 公庫は、法第二十二条の三第一項の規定により国民生活債券(外国国民生活債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、国民生活債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(国民生活債券原簿) 第十五条 (略) 2 国民生活債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (国民生活債券の発行の認可) 第十八条 公庫は、法第二十二条の三第一項の規定により国民生活債券(外国国民生活債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、国民生活債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	--

○ 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
（物納財産の収納手続） 第二十条 （略） 2 （略） 3 <u>登録国債</u>により物納の許可をされた者は、第一項の規定にかかわらず、<u>当該登録国債</u>について、財務大臣名義に変更の登録を受け、登録済通知書を<u>当該登録国債</u>の物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。	（物納財産の収納手続） 第二十条 （略） 2 （略） 3 <u>登録国債等（登録国債及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録している社債等をいう。以下この項において同じ。）</u>により物納の許可をされた者は、第一項の規定にかかわらず、<u>当該登録国債等</u>について、財務大臣名義に変更の登録を受け、登録済通知書を<u>当該登録国債等</u>の物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。

。 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第七条関係）

改 正 案	現 行
（担保の提供手続） 第六条の十 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等にあつては、総務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を地方団体の長に提出しなければならない。 2・3 （略） （法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等） 第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 一 （略） 二 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（国債を除く。以下この号及び次項第二号において「公社債」という。）の利子	（担保の提供手続） 第六条の十 法第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等にあつては、総務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を地方団体の長に提出しなければならない。ただし、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け、登録済通知書又は担保権登録内容証明書を地方団体の長に提出しなければならない。 2・3 （略） （法第二十四条第八項の利子等の支払の事務等） 第七条の四の二 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連を有する事務を含む。）で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 一 （略） 二 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債（国債を除く。以下この号及び次項第二号において「公社債」という。）の利子

のうち当該公社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該利子の支払の事務

三十七 (略)

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。

一 (略)

二 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

(削る)

イ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この

項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位

機関

のうち当該公社債を発行する者の営業所、事務所その他これらに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該利子の支払の事務(当該利子のうち社債等登録法の規定により登録されている公社債に係るものについては、社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第三十六条第一項第五号に規定する社債の償還及び利息の支払を受けるべき場所で行われる事務)

三十七 (略)

2 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いをする者で政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める者(当該各号に定める者が当該各号に掲げる利子等の支払を受ける者である場合を含む。)とする。

一 (略)

二 公社債の利子(前項第二号に掲げる利子を除く。) 次に掲げる公社債の利子の区分に応じ、次に定める者とする。

イ 社債等登録法の規定により登録されている公社債の利子 社

債等登録法施行令第三十六条第一項第五号に規定する社債の償還及び利息の支払を受けるべき場所とされている営業所、事務所その他これらに準ずるものを有する金融機関又は金融商品取引業者

ロ 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下この

項において「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された公社債の利子 当該利子の支払を受ける者に係る直近上位

機関

ロ イの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引業者（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者） 二の二丁十 （略） 3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 一 （略） （削る） 二五 （略） 4 （略）	ハ イ及びロの公社債以外の公社債の利子 当該公社債を発行する者から委託を受けて当該利子の支払をする金融機関又は金融商品取引業者（当該利子の支払の取次ぎをする金融機関で総務省令で定めるもの又は金融商品取引業者がある場合にあつては、当該金融機関又は金融商品取引業者） 二の二丁十 （略） 3 法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の取扱いの事務のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。 一 （略） 二 前項第二号イに掲げる利子（当該利子に係る同号の社債の償還及び利息の支払を受けるべき場所が銀行その他の金融機関で総務省令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるものであるものに限る。） 当該社債の償還及び利息の支払を受けるべき場所で行われる事務 三六 （略） 4 （略）
--	--

○ 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第七十八号）（第八条関係）

改 正 案	現 行
（邦貨債及びその利札の収納） 第四条 納付義務者は、前条の規定により物納通知書の送付を受けたときは、当該物納通知書に係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知書を添えて、指定日までに、これを当該物納通知書において指定された財務局長に引き渡さなければならない。ただし、登録国債については、財務大臣名義に変更の登録を受け、証券に代えて、その登録済通知書を引き渡さなければならない。 2 前項の規定により引き渡された登録済通知書に係る登録国債は、同項の変更の登録がされた時において法第六条第二項の規定による納付があつたものとする。 3 （略） （借換代行者の譲渡計算書及び納付計算書の提出） 第五条 法第七条第一項に規定する借換代行者（以下「借換代行者」という。）は、同項の規定により政府に譲渡しなければならない邦貨債及びその利札（当該邦貨債が登録国債であるときは、これに係る利子債権）については、譲渡計算書を、同項の規定により政府に	（邦貨債及びその利札の収納） 第四条 納付義務者は、前条の規定により物納通知書の送付を受けたときは、当該物納通知書に係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知書を添えて、指定日までに、これを当該物納通知書において指定された財務局長に引き渡さなければならない。ただし、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債若しくは地方債（以下「登録国債等」という。）については、財務大臣名義に変更の登録を受け、証券に代えて、その登録済通知書を引き渡さなければならない。 2 前項の規定により引き渡された登録済通知書に係る登録国債等は、同項の変更の登録がされた時において法第六条第二項の規定による納付があつたものとする。 3 （略） （借換代行者の譲渡計算書及び納付計算書の提出） 第五条 法第七条第一項に規定する借換代行者（以下「借換代行者」という。）は、同項の規定により政府に譲渡しなければならない邦貨債及びその利札（当該邦貨債が登録国債等であるときは、これに係る利子債権）については、譲渡計算書を、同項の規定により政

納付しなければならない同項各号に掲げるものの金額に相当する金額については、納付計算書を財務大臣が定める日までに財務大臣に提出しなければならない。 (借換代行者からの政府への譲渡) 第七条 (略) 2 借換代行者は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通知書に係る登録国債の利子債権については、その譲渡を証する書面を、指定日までに、当該譲渡通知書において指定された財務局長に引き渡さなければならない。 3・4 (略)	府に納付しなければならない同項各号に掲げるものの金額に相当する金額については、納付計算書を財務大臣が定める日までに財務大臣に提出しなければならない。 (借換代行者からの政府への譲渡) 第七条 (略) 2 借換代行者は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通知書に係る登録国債等の利子債権については、その譲渡を証する書面を、指定日までに、当該譲渡通知書において指定された財務局長に引き渡さなければならない。 3・4 (略)
---	--

。農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）（第九条関係）

改 正 案	現 行
（農林漁業金融公庫債券申込証） 第三条 （略） 2 （略） 3 農林漁業金融公庫債券申込証は、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第七条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、農林漁業金融公庫債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名	（農林漁業金融公庫債券申込証） 第三条 （略） 2 （略） 3 農林漁業金融公庫債券申込証は、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第七条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、農林漁業金融公庫債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、又は農林漁業金融公庫債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、農林漁業金融公庫債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁が

押印しなければならない。

(農林漁業金融公庫債券原簿)

第八条 (略)

2 農林漁業金融公庫債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

(農林漁業金融公庫債券の発行の認可)

第十一条 公庫は、農林漁業金融公庫法(以下「法」という。)第二十四条の二第一項の規定により農林漁業金融公庫債券(国外農林漁業金融公庫債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、農林漁業金融公庫債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

これに記名押印しなければならない。

(農林漁業金融公庫債券原簿)

第八条 (略)

2 農林漁業金融公庫債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第三条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(農林漁業金融公庫債券の発行の認可)

第十一条 公庫は、農林漁業金融公庫法(以下「法」という。)第二十四条の二第一項の規定により農林漁業金融公庫債券(国外農林漁業金融公庫債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、農林漁業金融公庫債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

。貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号）（第十条関係）

改 正 案	現 行
（貿易保険債券申込証） 第七条 （略） 2 （略） 3 貿易保険債券申込証は、日本貿易保険が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十一条 日本貿易保険は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、貿易保険債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、日本貿易保険の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（貿易保険債券申込証） 第七条 （略） 2 （略） 3 貿易保険債券申込証は、日本貿易保険が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十一条 日本貿易保険は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、貿易保険債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、又は貿易保険債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、貿易保険債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、日本貿易保険の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(貿易保険債券原簿) 第十二条 (略) 2 貿易保険債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (貿易保険債券の発行の認可) 第十五条 日本貿易保険は、法第十七条第一項の規定により貿易保険債券(国外貿易保険債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、貿易保険債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(貿易保険債券原簿) 第十二条 (略) 2 貿易保険債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (貿易保険債券の発行の認可) 第十五条 日本貿易保険は、法第十七条第一項の規定により貿易保険債券(国外貿易保険債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、貿易保険債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

○ 中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第百七十五号）（第十一条関係）

改 正 案	現 行
（中小企業債券申込証） 第四条（略） 2（略） 3 中小企業債券申込証は、公庫が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） （削る） （債券の発行） 第八条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。	（中小企業債券申込証） 第四条（略） 2（略） 3 中小企業債券申込証は、公庫が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第八条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は中小企業債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、中小企業債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業債券原簿) 第九条 (略) 2 中小企業債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (中小企業債券の発行の認可) 第十二条 公庫は、法第二十五条の二第一項の規定により中小企業債券(国外中小企業債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、中小企業債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(中小企業債券原簿) 第九条 (略) 2 中小企業債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (中小企業債券の発行の認可) 第十二条 公庫は、法第二十五条の二第一項の規定により中小企業債券(国外中小企業債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、中小企業債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	--

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第十二条関係）

改 正 案	現 行
（担保の提供の手続） 第八条の二 法第九条の六第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を税関長に提出しなければならない。 2・3 （略）	（担保の提供の手続） 第八条の二 法第九条の六第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け、登録済通知書又は担保権登録内容証明書を税関長に提出しなければならない。 2・3 （略）

○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（第十三条関係）

改正案	現行
2 (略) (債券の発行) 第二十条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。	2 (略) (債券の発行) 第二十条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は奄美群島振興開発債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し奄美群島振興開発債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録の請求をしたときは、この限りでない。

。 公営企業金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十九号）（第十四条関係）

改 正 案	現 行
（公営企業債券申込証） 第五条 （略） 2 （略） 3 公営企業債券申込証は、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 十 （略） （削る） 4 （略） （公営企業債券の発行） 第九条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、公営企業債券を発行しなければならない。ただし、公営企業債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各公営企業債券には、第五条第三項第一号から第五号まで、第八号及び第十号に掲げる事項（貸付債権担保公営企業債券にあつては	（公営企業債券申込証） 第五条 （略） 2 （略） 3 公営企業債券申込証は、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 十 （略） 十一 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 4 （略） （公営企業債券の発行） 第九条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、公営企業債券を発行しなければならない。ただし、公営企業債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は公営企業債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、公営企業債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各公営企業債券には、第五条第三項第一号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保公営企業債券

、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。

（公営企業債券原簿）

第十条 （略）

2 公営企業債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 第五条第三項第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号に掲げる事項（貸付債権担保公営企業債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 （略）

（公営企業債券の発行の認可）

第十二条 公庫は、法第二十三条第一項の規定により公営企業債券（国外公営企業債券を除く。以下この条において同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、公営企業債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 第五条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三・五 （略）

2 （略）

にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、公庫の総裁がこれに記名押印しなければならない。

（公営企業債券原簿）

第十条 （略）

2 公営企業債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 第五条第三項第一号から第五号まで、第七号、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保公営企業債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 （略）

（公営企業債券の発行の認可）

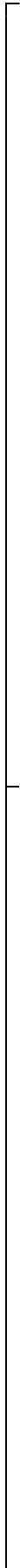
第十二条 公庫は、法第二十三条第一項の規定により公営企業債券（国外公営企業債券を除く。以下この条において同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、公営企業債券の募集の日の一月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 第五条第三項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項

三・五 （略）

2 （略）



○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第十五条関係）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 （略） 2 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規定により行われる同項第五号に掲げる事業（次項において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他の内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略） （削る）	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第十六条 （略） 2 法第九条の八第九項に規定する事業及び法第九条の九第六項の規定により行われる同項第五号に掲げる事業（以下この条において「社債募集の受託等事業」という。）に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条本文、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十四条第一項第十一号、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十二條の三第五項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用協同組合にあつては、組合員、地方公共団体その他の内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、信用協同組合等をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 3 （略） 4 社債募集の受託等事業に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、信用協同組合等

を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

○ 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第十六条関係）

改 正 案	現 行
（担保の提供手続） 第十六条 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本をその提供先の国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下この条及び次条において「国税庁長官等」という。）に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を国税庁長官等に提出しなければならない。 2・3 （略） （担保の解除） 第十七条 （略） 2 （略） 3 国税庁長官等は、次に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。	（担保の提供手続） 第十六条 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等にあつては、財務省令で定めるもの）を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本をその提供先の国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下この条及び次条において「国税庁長官等」という。）に提出しなければならない。ただし、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け、登録済通知書又は担保権登録内容証明書^{（一）}を国税庁長官等に提出しなければならない。 2・3 （略） （担保の解除） 第十七条 （略） 2 （略） 3 国税庁長官等は、次に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。

一 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保 前条第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書の返還 二（略）	一 法第五十条第一号、第二号又は第七号（国債、地方債等）に掲げる担保 前条第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書若しくは担保権登録内容証明書の返還 二（略）
---	---

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第十七条関係）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条（略） 2・3（略） （削る）	（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用） 第一条（略） 2・3（略） 4 法第十条第九項に規定する事業に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、組合を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

○ 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）（第十八条関係）

改 正 案	現 行
2 (略) (債券の発行) 第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。	2 (略) (債券の発行) 第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、住宅宅地債券に応募しようとする者が、応募に際し、住宅宅地債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第十九条関係）

改 正 案	現 行
（国内にある資産の所得） 第二百八十条 （略） 2 次に掲げる資産の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく同条第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項において同じ。）により生ずる所得は、法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。 一・二 （略） 三 次に掲げる公社債又は持分 イ・ロ （略） （削る） 八 （略） 四、十四 （略）	（国内にある資産の所得） 第二百八十条 （略） 2 次に掲げる資産の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく同条第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項において同じ。）により生ずる所得は、法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。 一・二 （略） 三 次に掲げる公社債又は持分 イ・ロ （略） 八 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されている地方債又は社債 二 （略） 四、十四 （略）

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合には、その登録の取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、通知しなければならない。

4・5 (略)

(無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条の二 (略)

2・5 (略)

6 第三百三十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第三項(第四項において準用する場合を含む

(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知(以下この項において「告知」という。)に係る公社債につき国債に関する法律若しくは社債等登録法の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合には、その登録の取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱いをする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者に対し、第一項の確認をした氏名又は名称及び住所並びに当該確認した旨を、通知しなければならない。

4・5 (略)

(無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条の二 (略)

2・5 (略)

6 第三百三十七条(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項若しくは第二項に規定する告知書又は第三項(第四項において準用する場合を含む

。) に規定する書類を提出する場合について、第三百三十八条(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)(第三項を除く。)の規定は無記名割引債の償還金の支払の取扱者、無記名割引債の発行者又は無記名割引債の保管の委託を受けた金融機関の営業所等の長が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条の二第一項(無記名割引債の償還金の告知書等の提出等)に規定する無記名割引債(以下この条及び次条において「無記名割引債」という。)の償還金(同項に規定する償還金をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、「から同条第三項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する者(同条第一項の告知書の提出にあつては同項に規定する支払の取扱者(同項の買入消却が行われる場合にあつては、その無記名割引債の発行者)を、同条第二項の告知書の提出にあつては同項に規定する保管の委託を受ける金融機関の営業所等の長を、同条第三項の書類の提出にあつては同項に規定する金融機関の営業所等の長をいう」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、同条第三項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等

。) に規定する書類を提出する場合について、第三百三十八条(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)の規定は無記名割引債の償還金の支払の取扱者、無記名割引債の発行者又は無記名割引債の保管の委託を受けた金融機関の営業所等の長が当該告知書又は書類を受理した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三百三十九条の二第一項(無記名割引債の償還金の告知書等の提出等)に規定する無記名割引債(以下この条及び次条において「無記名割引債」という。)の償還金(同項に規定する償還金をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、「から同条第三項までの規定による告知をする際、当該告知をする同条第一項に規定する支払事務取扱者(同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む)」とあるのは「若しくは同条第二項又は同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に規定する告知書又は書類の提出をする際、当該告知書又は書類を提出する者(同条第一項の告知書の提出にあつては同項に規定する支払の取扱者(同項の買入消却が行われる場合にあつては、その無記名割引債の発行者)を、同条第二項の告知書の提出にあつては同項に規定する保管の委託を受ける金融機関の営業所等の長を、同条第三項の書類の提出にあつては同項に規定する金融機関の営業所等の長をいう」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、同条第三項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「無記

「とあるのは、無記名割引債の償還金」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「第三百三十九条の二第一項若しくは第二項又は同条第三項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、第三百三十八条第一項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知」とあるのは「第三百三十九条の二第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出の際」と、「告知をした者」とあるのは「告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第三項」とあるのは「第三百三十九条の二第六項の規定により読み替えられた前条第三項」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「に係る利子等又は配当等」とあるのは「に係る無記名割引債の償還金」と、「当該利子等又は配当等」とあるのは「当該無記名割引債の償還金」と、同条第四項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長（前項に規定する登録の取扱いをする者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管の

名割引債の償還金」と、「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「同項から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「第三百三十九条の二第一項若しくは第二項又は同条第三項に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、第三百三十八条第一項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知」とあるのは「第三百三十九条の二第一項若しくは第二項（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する告知書又は書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「当該告知書又は書類に記載された」と、「当該告知の際」とあるのは「当該告知書又は書類の提出の際」と、「告知をした者」とあるのは「告知書又は書類の提出をした者」と、「前条第三項」とあるのは「第三百三十九条の二第六項の規定により読み替えられた前条第三項」と、同条第二項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「に係る利子等又は配当等」とあるのは「に係る無記名割引債の償還金」と、「当該利子等又は配当等」とあるのは「当該無記名割引債の償還金」と、同条第三項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項にお

委託を受ける者を含む。）」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所等の長」と、「前二項」とあるのは「第二項」と、「預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿」とあるのは「無記名割引債の保管に関する帳簿」と、「又は当該通知の内容を記載した書類」とあるのは「及び第三百三十九条の二第一項若しくは第二項若しくは同条第三項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知の内容を記載した書類」と、同条第五項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「預貯金若しくは合同運用信託の受入れ若しくは有価証券の振替又は有価証券の発行」とあるのは「無記名割引債の保管」と、「第三項に規定する登録又は振替若しくは保管の委託に関する事務その他これらに」とあるのは「その他これに」と、「前項の」とあるのは「同項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

いて「告知」という。）」に係る公社債」とあるのは「第三百三十九条の二第二項の保管の委託を受けた無記名割引債」と、「国債に関する法律若しくは社債等登録法」とあるのは「社債等登録法」と、「場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合」とあるのは「場合」と、「取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎ」とあるのは「取次ぎ」と、「取扱いをする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、同条第四項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「取扱いをする者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管の委託を受ける者」とあるのは「取扱いをする者」と、「預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿」とあるのは「無記名割引債の保管に関する帳簿」と、「又は当該通知の内容を記載した書類」とあるのは「及び第三百三十九条の二第一項若しくは第二項若しくは同条第三項に規定する告知書若しくは書類又は当該通知の内容を記載した書類」と、同条第五項中「貯蓄取扱機関等の営業所の長」とあるのは「貯蓄取扱機関等の営業所の長」と、「預貯金若しくは合同運用信託の受入れ若しくは有価証券の振替又は有価証券の発行」とあるのは「無記名割引債

7 (略)	7 (略) の保管」と、「登録又は振替若しくは保管の委託」とあるのは「登録」と、それぞれ読み替えるものとする。
------------------	---

○ 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第二十条関係）

改 正 案	現 行
（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一（略） 2 内国法人の有する前項第一号から第三号までに掲げる有価証券についてそれぞれ同項第一号から第三号までに定める事実が生じた場合には、その事実が生じた時において、当該有価証券をその時における価額（第三号及び第四号に掲げる事実が生じた場合のその有価証券については、その事実が生じた時の直前におけるその有価証券の帳簿価額）により譲渡し、かつ、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める有価証券を当該価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。 一（五）（略） 3・4（略） （国内にある資産の所得） 第百七十七条（略） 2 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得は、法第三十八条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。 一・二（略） 三 次に掲げる公社債又は持分	（有価証券の区分変更等によるみなし譲渡） 第百十九条の十一（略） 2 内国法人の有する前項第一号から第三号までに掲げる有価証券についてそれぞれ同項第一号から第三号までに定める事実が生じた場合には、その事実が生じた時において、当該有価証券をその時における価額（第三号及び第五号に掲げる事実が生じた場合のその有価証券については、その事実が生じた時の直前におけるその有価証券の帳簿価額）により譲渡し、かつ、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める有価証券を当該価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。 一（五）（略） 3・4（略） （国内にある資産の所得） 第百七十七条（略） 2 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得は、法第三十八条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする。 一・二（略） 三 次に掲げる公社債又は持分

イ・ロ (略) (削る) ハ (略) 四 十 四 (略)	イ・ロ (略) ハ 社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録 されている地方債又は社債 二 (略) 四 十 四 (略)
--	--

○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（第二十一条関係）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第八条の二（略） 2・3（略） （削る）	（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第八条の二（略） 2・3（略） 4 法第五十三条第八項及び第五十四条第七項に規定する業務に關しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、金庫を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

○ 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第二十二条関係）

改 正 案	現 行
（公庫債券申込証） 第七条の四（略） 2 （略） 3 公庫債券申込証は、公庫が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （公庫債券の発行） 第七条の八 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、公庫債券を発行しなければならない。ただし、公庫債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各公庫債券には、第七条の四第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（公庫債券申込証） 第七条の四（略） 2 （略） 3 公庫債券申込証は、公庫が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （公庫債券の発行） 第七条の八 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、公庫債券を発行しなければならない。ただし、公庫債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、又は公庫債券の応募若しくは引受けをしよつとする者が、応募若しくは引受けに際し、公庫債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各公庫債券には、第七条の四第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、公庫の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(公庫債券原簿) 第七条の九 (略) 2 公庫債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条の四第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (公庫債券の発行の認可) 第七条の十二 公庫は、法第二十七条第一項の規定により公庫債券(国外公庫債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、公庫債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条の四第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(公庫債券原簿) 第七条の九 (略) 2 公庫債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条の四第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (公庫債券の発行の認可) 第七条の十二 公庫は、法第二十七条第一項の規定により公庫債券(国外公庫債券を除く。以下この条において同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、公庫債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条の四第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
--	---

。 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）（第二十三条関係）

改 正 案	現 行
（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略） 2 （略） 3 空港周辺整備債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、空港周辺整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（空港周辺整備債券申込証） 第四条（略） 2 （略） 3 空港周辺整備債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、空港周辺整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は空港周辺整備債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、空港周辺整備債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(空港周辺整備債券原簿) 第九条 (略) 2 空港周辺整備債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 (削る) 四 (略) (発行の認可) 第十一条 機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第一項の規定により空港周辺整備債券の発行の認可を受けようとするときは、空港周辺整備債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(空港周辺整備債券原簿) 第九条 (略) 2 空港周辺整備債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項 五 (略) (発行の認可) 第十一条 機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第三十条第一項の規定により空港周辺整備債券の発行の認可を受けようとするときは、空港周辺整備債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	---

。 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）（第二十四条関係）

改 正 案	現 行
（財形住宅債券申込証） 第三条 （略） 2 （略） 3 財形住宅債券申込証は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫（以下「機構等」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第七条 機構等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構等の理事長がこれに	（財形住宅債券申込証） 第三条 （略） 2 （略） 3 財形住宅債券申込証は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫（以下「機構等」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第七条 機構等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は財形住宅債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、財形住宅債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構等の理事

記名押印しなければならない。

(財形住宅債券原簿)

第八条 (略)

2 財形住宅債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

(発行の認可)

第十条 機構等は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第三項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第三項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

長がこれに記名押印しなければならない。

(財形住宅債券原簿)

第八条 (略)

2 財形住宅債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第三条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(発行の認可)

第十条 機構等は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第三項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第三項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第三条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第二十五条関係）

改 正 案	現 行
（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二（略） 2・3（略） （削る）	（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用） 第三条の二（略） 2・3（略） 4 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録 法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令 第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については 、労働金庫連合会を同号の規定により主務大臣が指定することがで きる会社とみなす。

。老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）（第二十六条関係）

改 正 案	現 行
（基金老人保健債券申込証） 第二十五条（略） 2（略） 3 基金老人保健債券申込証は、基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一（略） （削る） （債券の発行） 第二十九条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金老人保健債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十五条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（基金老人保健債券申込証） 第二十五条（略） 2（略） 3 基金老人保健債券申込証は、基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第二十九条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金老人保健債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は基金老人保健債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、基金老人保健債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十五条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(基金老人保健債券原簿) 第三十条 (略) 2 基金老人保健債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十五条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (基金老人保健債券の発行の認可) 第三十二条 基金は、法第七十二条第一項の規定により基金老人保健債券の発行の認可を受けようとするときは、基金老人保健債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十五条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(基金老人保健債券原簿) 第三十条 (略) 2 基金老人保健債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十五条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (基金老人保健債券の発行の認可) 第三十二条 基金は、法第七十二条第一項の規定により基金老人保健債券の発行の認可を受けようとするときは、基金老人保健債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十五条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
--	---

。民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（第二十七条関係）

改 正 案	現 行
（機構債券の申込証） 第八条 （略） 2 （略） 3 申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 十 （略） （削る） （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 （略） （機構債券の原簿） 第十三条 （略）	（機構債券の申込証） 第八条 （略） 2 （略） 3 申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 十 （略） 十一 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 （略） （機構債券の原簿） 第十三条 （略）

2 原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、<u>第八号及び第十号</u>に掲げる事項 (削る) 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十五条 機構は、<u>法第八条第三項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</u> 一 (略) 二 <u>第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項</u> 三・五 (略) 2 (略) (削る)	2 原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、<u>第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項</u> 四 <u>社債等登録法に規定する登録に関する事項</u> 五 (略) (機構債券の発行の認可) 第十五条 機構は、<u>法第八条第三項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</u> 一 (略) 二 <u>第八条第三項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項</u> 三・五 (略) 2 (略) (社債等登録法施行令の機構債券への準用) 第十六条 機構債券で当該債券に係る債務について<u>法第九条の規定により政府が保証契約をしているものについては、これを社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第十二条の規定に基づき同令が準用される債券とみなす。</u>
---	--

第十六条・第十七条 (略) 附則 第五条 削除	第十七条・第十八条 (略) 附則 (法附則第十六条第三項の規定による債務保証に係る機構債券について の社債等登録法施行令の準用) 第五条 第十六条の規定は、機構債券で当該債券に係る債務について 法附則第十六条第三項の規定により政府が保証契約をしているもの について準用する。
--	---

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第二十八条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条（略） 2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 <u>登録国債</u> 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債をいう。 四 国債等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで（定義）に掲げる証券又は債券、同項第十一号に掲げる投資法人債券及びこれらに類する外国の証券又は債券（これらの権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）並びに<u>登録国債</u>をいう。 3・4（略）	（定義） 第一条（略） 2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 <u>登録国債等</u> 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）又は<u>社債等登録法</u>（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された国債、地方債及び社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）並びにこれらに類する外国の債券をいう。 四 国債等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで（定義）に掲げる証券又は債券、同項第十一号に掲げる投資法人債券及びこれらに類する外国の証券又は債券（これらの権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）並びに<u>登録国債等</u>をいう。 3・4（略）

(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)

第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

一～七 (略)

八 次のイからホまでに掲げる資産 それぞれイからホまでに定める場所

イ (略)

ロ 登録国債 登録国債の登録をした機関の所在地

ハ～ホ (略)

九 (略)

2・3 (略)

(利子に対価とする貸付金等)

第十条 (略)

2 (略)

3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

十一 法別表第一第二号に規定する有価証券(ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の

(資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定)

第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

一～七 (略)

八 次のイからホまでに掲げる資産 それぞれイからホまでに定める場所

イ (略)

ロ 登録国債等 登録国債等の登録をした機関の所在地

ハ～ホ (略)

九 (略)

2・3 (略)

(利子に対価とする貸付金等)

第十条 (略)

2 (略)

3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

十一 法別表第一第二号に規定する有価証券(ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の

規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる
ものを含む。(又は登録国債の貸付け
十二丁十五 (略)

規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる
ものを含む。(又は登録国債等の貸付け
十二丁十五 (略)

○ 全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）（第二十九条関係）

改 正 案	現 行
（削る） （適用除外） 第二十四条（略）	（社債等登録法施行令の準用される債券） 第二十四条 全国連合会債の債券は、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第十二条の規定に基づき同令が準用される債券とみなす。 （適用除外） 第二十五条（略）

○ 商工組合中央金庫法第二十八条ノ七の債券の募集の受託等に関する政令（平成五年政令第三十号）（第三十条関係）

改 正 案	現 行
1・2 (略) (削る)	1・2 (略) 3 法第二十八条ノ七第一項に規定する業務に関しては、社債等登録 法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令 第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については 、商工組合中央金庫を同号の規定により主務大臣が指定することが できる会社とみなす。

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第三十一条関係）

改 正 案	現 行
（相互会社の社債発行に関する法令の適用） 第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。 （社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用） 第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。	（相互会社の社債発行に関する法令の適用） 第九条の四 法第六十一条の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>及び<u>社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）</u>並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、法第六十一条に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四条第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。 （社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用） 第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、<u>第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については</u>、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一・二 (略)	一・二 (略) 三 社債等登録法施行令の規定の適用については、相互会社を同令 <u>第一条第一項第二号(同令第十二条において準用する場合を含む</u> <u>の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす</u> <u>。</u>
--------------------	--

。日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（第三十二条関係）

改正案	現行
（私学振興債券申込証） <u>第八条（略）</u> 2（略） 3 私学振興債券申込証は、事業団が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） （削る） （債券の発行） 第十二条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、私学振興債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、<u>第八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。</u>	（私学振興債券申込証） <u>第八条（略）</u> 2（略） 3 私学振興債券申込証は、事業団が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十二条 事業団は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、私学振興債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は私学振興債券の応募若しくは引受けをしよとする者が、応募若しくは引受けに際し、私学振興債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、<u>第八条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。</u>

(私学振興債券原簿) 第十三条 (略) 2 私学振興債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (私学振興債券の発行の認可) 第十五条 事業団は、法第三十七条第四項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(私学振興債券原簿) 第十三条 (略) 2 私学振興債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (私学振興債券の発行の認可) 第十五条 事業団は、法第三十七条第四項の規定により私学振興債券の発行の認可を受けようとするときは、私学振興債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

。預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）（第三十三条関係）

改 正 案	現 行
（預金保険機構債の債券） 第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。 2 （略） （募集機構債の申込み） 第四条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一、六 （略） （削る）	（預金保険機構債の債券） 第一条 預金保険機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、次の各号に掲げる場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。 一 当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第四条第一項第六号及び第七号並びに第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合 二 当該機構債の引受けをしようとする者が、引受けに際し、当該機構債につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をした場合 2 （略） （募集機構債の申込み） 第四条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一、六 （略） 七 社債等振替法の規定の適用がないときは、社債等登録法に規定する登録機関の商号又は名称

七 (略) 2 } 6 (略)	(機構債の債券の発行) 第八条 (略) 2 機構債の各債券には、第三条第二号から第五号まで並びに第四条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。
八 (略) 2 } 6 (略)	(機構債の債券の発行) 第八条 (略) 2 機構債の各債券には、第三条第二号から第五号まで並びに第四条第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。
(預金保険機構債原簿) 第九条 (略) 2 預金保険機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 四 (略) 五 第四条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項 (削る) 六・七 (略)	(預金保険機構債原簿) 第九条 (略) 2 預金保険機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 四 (略) 五 第四条第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる事項 六 社債等登録法に規定する登録に関する事項 七・八 (略)
(機構債の発行の認可) 第十七条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項若しくは附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第六十五条第一項、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律	(機構債の発行の認可) 第十七条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項若しくは附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第六十五条第一項、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律

第百四十三号) 第十六条第一項、株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号) 第四十九条第一項又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号) 第四十四条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。 一 (略) 二 第三条第一号から第五号まで及び第七号並びに第四条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	第百四十三号) 第十六条第一項、株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号) 第四十九条第一項又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号) 第四十四条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。 一 (略) 二 第三条第一号から第五号まで及び第七号並びに第四条第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第三十四条関係）

改 正 案	現 行
（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十九（略） 四十 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関する事 四十一 四十五（略） 2（略） （市場課の所掌事務） 第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十二（略） 十三 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関する事 十四（略） 2（略）	（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十九（略） 四十 株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関する事 四十一 四十五（略） 2（略） （市場課の所掌事務） 第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十二（略） 十三 株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関する事 十四（略） 2（略）

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（第三十五条関係）

改 正 案	現 行
（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略） 2 （略） 3 支払基金介護保険債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第二十六条 支払基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、支払基金介護保険債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（支払基金介護保険債券申込証） 第二十二条（略） 2 （略） 3 支払基金介護保険債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第二十六条 支払基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、支払基金介護保険債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は支払基金介護保険債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、支払基金介護保険債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十二条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(支払基金介護保険債券原簿) 第二十七条 (略) 2 支払基金介護保険債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (支払基金介護保険債券の発行の認可) 第二十九条 支払基金は、法第六十八条第一項の規定により支払基金介護保険債券の発行の認可を受けようとするときは、支払基金介護保険債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(支払基金介護保険債券原簿) 第二十七条 (略) 2 支払基金介護保険債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十二条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (支払基金介護保険債券の発行の認可) 第二十九条 支払基金は、法第六十八条第一項の規定により支払基金介護保険債券の発行の認可を受けようとするときは、支払基金介護保険債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十二条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	--

○ 国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）（第三十六条関係）

改 正 案	現 行
（銀行債券申込証） 第十七条（略） 2 （略） 3 銀行債券申込証は、国際協力銀行が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （銀行債券の発行） 第二十一条 国際協力銀行は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、銀行債券を発行しなければならない。ただし、銀行債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各銀行債券には、第十七条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、国際協力銀行の総裁がこれに記名押印しなければならない。	（銀行債券申込証） 第十七条（略） 2 （略） 3 銀行債券申込証は、国際協力銀行が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （銀行債券の発行） 第二十一条 国際協力銀行は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、銀行債券を発行しなければならない。ただし、銀行債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は銀行債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、銀行債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各銀行債券には、第十七条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、国際協力銀行の総裁がこれに記名押印しなければならない。

(銀行債券原簿) 第二十二条 (略) 2 銀行債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十七条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (銀行債券発行の届出) 第二十五条 国際協力銀行は、銀行債券(国外銀行債券を除く。以下この条において同じ。)の発行について法第四十五条第七項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十七条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三六 (略)	(銀行債券原簿) 第二十二条 (略) 2 銀行債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十七条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (銀行債券発行の届出) 第二十五条 国際協力銀行は、銀行債券(国外銀行債券を除く。以下この条において同じ。)の発行について法第四十五条第七項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十七条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三六 (略)
--	---

。日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第三十七条関係）

改 正 案	現 行
（銀行債券申込証） 第十四条（略） 2 （略） 3 銀行債券申込証は、日本政策投資銀行が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （銀行債券の発行） 第十八条 日本政策投資銀行は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、銀行債券を発行しなければならない。ただし、銀行債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各銀行債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、日本政策投資銀行の総裁がこれに記名押印しなければならない。	（銀行債券申込証） 第十四条（略） 2 （略） 3 銀行債券申込証は、日本政策投資銀行が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （銀行債券の発行） 第十八条 日本政策投資銀行は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、銀行債券を発行しなければならない。ただし、銀行債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は銀行債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、銀行債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各銀行債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、日本政策投資銀行の総裁がこれに記名押印しなければならない。

(銀行債券原簿) 第十九条 (略) 2 銀行債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (銀行債券発行の届出) 第二十二条 日本政策投資銀行は、銀行債券(国外銀行債券を除く。以下この条において同じ。)の発行について法第四十三条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三六 (略)	(銀行債券原簿) 第十九条 (略) 2 銀行債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (銀行債券発行の届出) 第二十二条 日本政策投資銀行は、銀行債券(国外銀行債券を除く。以下この条において同じ。)の発行について法第四十三条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三六 (略)
---	--

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第三十八条関係）

改 正 案			現 行		
（特定社債に関する法令の適用） 第三十六条 法第三百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			（特定社債に関する法令の適用） 第三十六条 法第三百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法（平成十六年法律第五十四号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。		
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	社債等登録法施行令第三十六条第一	新株予約権付社債	新優先出資引受権付特定社債

	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

(船舶登記令等に係る特例) 第七十三条 (略)	(削る)
2 5 (略)	
6 特定目的信託に係る著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第三十六条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。	
7 11 (略)	

項第四号	新株予約権ノ	新優先出資引受権ノ
社債等登録法施行令第六十二条第一項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項ニ於テ準用スル会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項

(船舶登記令等に係る特例) 第七十三条 (略)	
2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又ハ特定信託管理者」とする。	
3 6 (略)	
7 特定目的信託に係る著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第三十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。	
8 12 (略)	

。投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第三十九条関係）

改 正 案			現 行		
（投資法人債に関する法令の適用） 第九十八条 法第三百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。			（投資法人債に関する法令の適用） 第九十八条 法第三百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに信託業法（平成十六年法律第五十四号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。		
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	社債等登録法施行	会社法（平成十七年法	投資信託及び投資法人

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

4

(略)

(略)

(略)

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2

(略)

4

(略)

<

○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第四十条関係）

改 正 案	現 行
（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条（略） 2 （略） （削る） 3 （略）	（債券の募集等に関する法令の適用） 第六条（略） 2 （略） 3 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、農林中央金庫を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。 4 （略）

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第四十一条関係）

改 正 案	現 行
（銀行等保有株式取得機構債の債券） 第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。 2 （略） （募集機構債の申込み） 第十条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 六 （略） （削る）	（銀行等保有株式取得機構債の債券） 第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、次の各号に掲げる場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。 一 当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第七号並びに第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合 二 当該機構債の引受けをしようとする者が、引受けに際し、当該機構債につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をした場合 2 （略） （募集機構債の申込み） 第十条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 六 （略） 七 社債等振替法の規定の適用がないときは、社債等登録法に規定する登録機関の商号又は名称

七 (略) 2 } 6 (略)	(機構債の発行の認可) 第十四条 (略) 2 機構債の各債券には、第九条第二号から第五号まで並びに第十条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。
八 (略) 2 } 6 (略)	(機構債の発行の認可) 第十四条 (略) 2 機構債の各債券には、第九条第二号から第五号まで並びに第十条第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。
(銀行等保有株式取得機構債原簿) 第十五条 (略) 2 銀行等保有株式取得機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 四 (略) 五 第十条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項 (削る) 六・七 (略)	(銀行等保有株式取得機構債原簿) 第十五条 (略) 2 銀行等保有株式取得機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 四 (略) 五 第十条第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる事項 六 社債等登録法に規定する登録に関する事項 七・八 (略)
(機構債の発行の認可) 第二十三条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。	(機構債の発行の認可) 第二十三条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

2 (略) 一 (略) 二 第九条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十条第一項第一号、<u>第五号及び第六号に掲げる事項</u> 三 五 (略)	2 (略) 一 (略) 二 第九条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十条第一項第一号及び<u>第五号から第七号までに掲げる事項</u> 三 五 (略)
--	---

。独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）（第四十二条関係）

改 正 案	現 行
（造幣局債券申込証） 第七条 （略） 2 （略） 3 造幣局債券申込証は、造幣局が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十一条 造幣局は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、造幣局債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、造幣局の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（造幣局債券申込証） 第七条 （略） 2 （略） 3 造幣局債券申込証は、造幣局が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十一条 造幣局は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、造幣局債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は造幣局債券の応募若しくは引受けをしよつとする者が、応募若しくは引受けに際し、造幣局債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、造幣局の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(造幣局債券原簿) 第十二条 (略) 2 造幣局債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (造幣局債券の発行の認可) 第十四条 造幣局は、法第十六条第一項の規定により造幣局債券の発行の認可を受けようとするときは、造幣局債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(造幣局債券原簿) 第十二条 (略) 2 造幣局債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (造幣局債券の発行の認可) 第十四条 造幣局は、法第十六条第一項の規定により造幣局債券の発行の認可を受けようとするときは、造幣局債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

。独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）（第四十三条関係）

改 正 案	現 行
（国立印刷局債券申込証） 第七条（略） 2 （略） 3 国立印刷局債券申込証は、印刷局が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十一条 印刷局は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、国立印刷局債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、印刷局の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（国立印刷局債券申込証） 第七条（略） 2 （略） 3 国立印刷局債券申込証は、印刷局が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十一条 印刷局は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、国立印刷局債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は国立印刷局債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、国立印刷局債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第七条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、印刷局の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(国立印刷局債券原簿) 第十二条 (略) 2 国立印刷局債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (国立印刷局債券の発行の認可) 第十四条 印刷局は、法第十六条第一項の規定により国立印刷局債券の発行の認可を受けようとするときは、国立印刷局債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(国立印刷局債券原簿) 第十二条 (略) 2 国立印刷局債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第七条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (国立印刷局債券の発行の認可) 第十四条 印刷局は、法第十六条第一項の規定により国立印刷局債券の発行の認可を受けようとするときは、国立印刷局債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第七条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第四十四条関係）

改 正 案	現 行
（機構債券申込証） 第二十条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一、十一（略） （削る） （債券の発行） 第二十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（機構債券申込証） 第二十条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一、十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第二十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際して機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第二十条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿) 第二十五条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 (削る) 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第二十七条 機構は、法第十九条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(機構債券原簿) 第二十五条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第二十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項 五 (略) (機構債券の発行の認可) 第二十七条 機構は、法第十九条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二十条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
--	--

。独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令（平成十五年政令第三百二十七号）（第四十五条関係）

改 正 案	現 行
（日本万国博覧会記念機構債券申込証） 第九条 （略） 2 （略） 3 日本万国博覧会記念機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本万国博覧会記念機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第九条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（日本万国博覧会記念機構債券申込証） 第九条 （略） 2 （略） 3 日本万国博覧会記念機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本万国博覧会記念機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、又は日本万国博覧会記念機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、日本万国博覧会記念機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第九条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(日本万国博覧会記念機構債券原簿) 第十四条 (略) 2 日本万国博覧会記念機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第九条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (日本万国博覧会記念機構債券の発行の認可) 第十六条 機構は、法第十三条第一項の規定により日本万国博覧会記念機構債券の発行の認可を受けようとするときは、日本万国博覧会記念機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第九条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(日本万国博覧会記念機構債券原簿) 第十四条 (略) 2 日本万国博覧会記念機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第九条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (日本万国博覧会記念機構債券の発行の認可) 第十六条 機構は、法第十三条第一項の規定により日本万国博覧会記念機構債券の発行の認可を受けようとするときは、日本万国博覧会記念機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第九条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
---	--

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第四十六条関係）

改 正 案	現 行
2 (略) (債券の発行) 第四十九条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、水資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。	2 (略) (債券の発行) 第四十九条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、水資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は水資源債券の応募若しくは引受けをしよつとする者がその応募若しくは引受けに際し水資源債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

。独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（第四十七条関係）

改 正 案	現 行
（機構債券申込証） 第十一条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） （削る） 4（略） （債券の発行） 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、	（機構債券申込証） 第十一条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 4（略） （債券の発行） 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項（貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号

機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。 (機構債券原簿) 第十六条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項(貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項) 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十八条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。 (機構債券原簿) 第十六条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項(貸付債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項) 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十八条 機構は、法第十七条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十一条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	---

。独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（第四十八条関係）

改 正 案	現 行
（緑資源債券申込証） 第三十八条（略） 2 （略） 3 緑資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第四十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、緑資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第三十八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（緑資源債券申込証） 第三十八条（略） 2 （略） 3 緑資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第四十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、緑資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は緑資源債券の応募若しくは引受けをしよつとする者が、応募若しくは引受けに際し、緑資源債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第三十八条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(緑資源債券原簿) 第四十三条 (略) 2 緑資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第三十八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (緑資源債券の発行の認可) 第四十五条 機構は、法第三十一条第一項の規定により緑資源債券の発行の認可を受けようとするときは、緑資源債券の募集の日の三十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第三十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(緑資源債券原簿) 第四十三条 (略) 2 緑資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第三十八条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (緑資源債券の発行の認可) 第四十五条 機構は、法第三十一条第一項の規定により緑資源債券の発行の認可を受けようとするときは、緑資源債券の募集の日の三十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第三十八条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
--	---

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第四十九条関係）

改 正 案	現 行
（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略） 2 （略） 3 国立大学法人等債券申込証は、国立大学法人等債券の募集をしよ うとする国立大学法人等が作成し、これに次に掲げる事項を記載し なければならない。 一〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十八条 国立大学法人等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞な く、債券を発行しなければならない。ただし、国立大学法人等債券 につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び 第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、国立大学法人等の学長	（国立大学法人等債券申込証） 第十四条（略） 2 （略） 3 国立大学法人等債券申込証は、国立大学法人等債券の募集をしよ うとする国立大学法人等が作成し、これに次に掲げる事項を記載し なければならない。 一〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機 関の商号 （債券の発行） 第十八条 国立大学法人等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞な く、債券を発行しなければならない。ただし、国立大学法人等債券 につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は国立大学法人等 債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受 けに際し、国立大学法人等債券につき社債等登録法に規定する登録 の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第 十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、国立大学法

又は機構長がこれに記名押印しなければならない。

(国立大学法人等債券原簿)

第十九条 (略)

2 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

(国立大学法人等債券の発行の認可)

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

人等の学長又は機構長がこれに記名押印しなければならない。

(国立大学法人等債券原簿)

第十九条 (略)

2 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(国立大学法人等債券の発行の認可)

第二十一条 国立大学法人等は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

。独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令（平成十五年政令第四百八十一号）（第五十条関係）

改 正 案	現 行
（センター債券申込証） 第六条（略） 2（略） 3 センター債券申込証は、センターが作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一（略） （削る） （債券の発行） 第十条 センターは、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、センター債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、センターの理事長がこれに記名押印しなければならない。	（センター債券申込証） 第六条（略） 2（略） 3 センター債券申込証は、センターが作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十条 センターは、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、センター債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又はセンター債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、センター債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、センターの理事長がこれに記名押印しなければならない。

(センター債券原簿) 第十一条 (略) 2 センター債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (センター債券の発行の認可) 第十三条 センターは、法第十六条第一項又は第二項の規定によりセンター債券の発行の認可を受けようとするときは、センター債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(センター債券原簿) 第十一条 (略) 2 センター債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (センター債券の発行の認可) 第十三条 センターは、法第十六条第一項又は第二項の規定によりセンター債券の発行の認可を受けようとするときは、センター債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第六条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	--

。独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）（第五十一条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （機構債券申込証） 第九条 （略） 2 （略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） （削る） 4 （略） （債券の発行） 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、附則第九条第三項第一号から第六号まで、第九号及	附 則 （機構債券申込証） 第九条 （略） 2 （略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 4 （略） （債券の発行） 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、附則第九条第三項第一号から第六号まで、第九号、

び第十一号に掲げる事項（金銭債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、機構の理事長が記名押印しなければならない。

（機構債券原簿）

第十四条 （略）

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 附則第九条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる事項（金銭債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 （略）

（機構債券の発行の認可）

第十六条 機構は、法附則第八条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 附則第九条第三項第一号から第九号までに掲げる事項

三 五 （略）

2 （略）

第十一号及び第十二号に掲げる事項（金銭債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項第一号に掲げる事項）並びに番号を記載し、機構の理事長が記名押印しなければならない。

（機構債券原簿）

第十四条 （略）

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 附則第九条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項（金銭債権担保機構債券にあつては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項）

四 （略）

（機構債券の発行の認可）

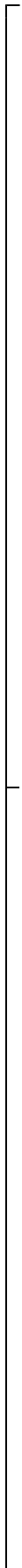
第十六条 機構は、法附則第八条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 附則第九条第三項第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる事項

三 五 （略）

2 （略）



。独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第五十二条関係）

改 正 案	現 行
（機構債券申込証） 第八条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一（略） （削る） （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（機構債券申込証） 第八条（略） 2（略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第八条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿) 第十三条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十五条 機構は、法第十六条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(機構債券原簿) 第十三条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十五条 機構は、法第十六条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
---	--

。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（第五十三条関係）

改 正 案	現 行
（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条 （略） 2 （略） 3 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） （削る） （債券の発行） 第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、石油天然ガス・金属鉱物資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記	（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証） 第四条 （略） 2 （略） 3 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、石油天然ガス・金属鉱物資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、石油天然ガス・金属鉱物資源債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第四条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長

名押印しなければならない。

(石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿)

第九条 (略)

2 石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

(石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の認可)

第十一条 機構は、法第十四条第一項の規定により石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の認可を受けようとするときは、石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

がこれに記名押印しなければならない。

(石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿)

第九条 (略)

2 石油天然ガス・金属鉱物資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第四条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 (略)

(石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の認可)

第十一条 機構は、法第十四条第一項の規定により石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の認可を受けようとするときは、石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第四条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三・五 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（第五十四条関係）

改 正 案	現 行
（雇用・能力開発債券申込証） <u>第八条</u>（略） 2 （略） 3 雇用・能力開発債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、雇用・能力開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、<u>第八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号</u>に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（雇用・能力開発債券申込証） <u>第八条</u>（略） 2 （略） 3 雇用・能力開発債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一〇十一 （略） <u>十二</u> 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十二条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、雇用・能力開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は雇用・能力開発債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、雇用・能力開発債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、<u>第八条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号</u>に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(雇用・能力開発債券原簿) 第十三条 (略) 2 雇用・能力開発債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 (削る) 四 (略) (雇用・能力開発債券の発行の認可) 第十五条 機構は、法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発債券の発行の認可を受けようとするときは、雇用・能力開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)	(雇用・能力開発債券原簿) 第十三条 (略) 2 雇用・能力開発債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第八条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項 五 (略) (雇用・能力開発債券の発行の認可) 第十五条 機構は、法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発債券の発行の認可を受けようとするときは、雇用・能力開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第八条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三 五 (略) 2 (略)
---	---

。独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（第五十五条関係）

改 正 案	現 行
（機構債券申込証） 第六条 （略） 2 （略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（機構債券申込証） 第六条 （略） 2 （略） 3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際して機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿) 第十一条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十三条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(機構債券原簿) 第十一条 (略) 2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (機構債券の発行の認可) 第十三条 機構は、法第十四条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第六条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
---	--

。独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第五十六条関係）

改 正 案	現 行
（日本学生支援債券申込証） 第十一条（略） 2 （略） 3 日本学生支援債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） （削る） （債券の発行） 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本学生支援債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（日本学生支援債券申込証） 第十一条（略） 2 （略） 3 日本学生支援債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〇十一 （略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本学生支援債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は日本学生支援債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、日本学生支援債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(日本学生支援債券原簿) 第十六条 (略) 2 日本学生支援債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (日本学生支援債券の発行の認可) 第十八条 機構は、法第十九条第一項の規定により日本学生支援債券の発行の認可を受けようとするときは、日本学生支援債券の募集の日の前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(日本学生支援債券原簿) 第十六条 (略) 2 日本学生支援債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (日本学生支援債券の発行の認可) 第十八条 機構は、法第十九条第一項の規定により日本学生支援債券の発行の認可を受けようとするときは、日本学生支援債券の募集の日の前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第十一条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
---	--

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（第五十七条関係）

改 正 案	現 行
（債券の発行） 第三十条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、都市再生債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 （略）	（債券の発行） 第三十条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、都市再生債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は都市再生債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し都市再生債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 （略）

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（第五十八条関係）

改 正 案	現 行
2 (略) (債券の発行) 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。	2 (略) (債券の発行) 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は中小企業基盤整備債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し中小企業基盤整備債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

。 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第五十九条関係）

改 正 案	現 行
2 (略) (債券の発行) 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。	2 (略) (債券の発行) 第十三条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し日本高速道路保有・債務返済機構債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録の請求をしたときは、この限りでない。

。独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第六十条関係）

改 正 案	現 行
（日本原子力研究開発機構債券申込証） 第十条（略） 2（略） 3 日本原子力研究開発機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一（略） （削る） （債券の発行） 第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本原子力研究開発機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。 2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。	（日本原子力研究開発機構債券申込証） 第十条（略） 2（略） 3 日本原子力研究開発機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 十一（略） 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号 （債券の発行） 第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、日本原子力研究開発機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は日本原子力研究開発機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、日本原子力研究開発機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。 2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(日本原子力研究開発機構債券原簿) 第十五条 (略) 2 日本原子力研究開発機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項 四 (略) (日本原子力研究開発機構債券の発行の認可) 第十七条 機構は、法第二十条第一項の規定により日本原子力研究開発機構債券の発行の認可を受けようとするときは、日本原子力研究開発機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 い。 一 (略) 二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)	(日本原子力研究開発機構債券原簿) 第十五条 (略) 2 日本原子力研究開発機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項 四 (略) (日本原子力研究開発機構債券の発行の認可) 第十七条 機構は、法第二十条第一項の規定により日本原子力研究開発機構債券の発行の認可を受けようとするときは、日本原子力研究開発機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 い。 一 (略) 二 第十条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 三・五 (略) 2 (略)
---	--